

南風原町「食の自立支援サービス事業」委託事業所公募要領

令和8年3月2日

1 目的

南風原町地域支援事業「食の自立支援サービス事業」を委託するにあたり、在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるようバランスの取れた食事を提供し、要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした老後生活が送れるよう支援するとともに、訪問することにより安否確認を行い安心して在宅生活を営めるよう支援できる委託事業者を公募するために必要な内容を定める。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名
南風原町食の自立支援サービス事業
- (2) 委託業務内容
 - ア 弁当の配達（南風原町内全域）
月曜日～金曜日までの昼食又は夕食（両食あり）
年末年始（12月29日～1月3日）は休みとする。
 - イ 安否の確認
声かけをしてお弁当を手渡しすること。
 - ウ 緊急時の対応
 - エ 利用料（利用者負担額）の徴収に関する業務
 - オ 毎月の請求書及び実績報告書の提出業務
- (3) 委託予定期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託料
1食あたりの利用者負担額（300円）を除く金額（消費税込）
- (5) 配食実績
令和8年1月分実績： 6名 111食（月）

3 参加資格要件

- (1) 事業に必要な許可を得ており、県内で2年以上の配食事業実績があること。
- (2) 調理師及び管理栄養士の資格取得者を各1名以上有すること。
- (3) 南風原町全域に配達できること。
- (4) 法人税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (5) 労働災害保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度に加入していること。
- (6) 貸金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 経営及び信用の状況が良好であること

- (9) 損害保険に加入していること
- (10) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第1項第2号及び第6号に掲げる暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (11) 本委託事業について高い見識及び十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができるような体制を整えていること。
- (12) 2の委託業務内容を遂行でき、別に定める南風原町「食の自立支援事業」仕様書のお弁当提供できること。

4 提出書類

- (1) 事業概要（第1号様式）
- (2) 事業実績書（第2号様式）
- (3) 提供できるお弁当及び従業員名簿（第3号様式）
- (4) 見積書 ※1食分（第4号様式） 特別食・普通食各1枚
- (5) 登記簿謄本（写し可）
- (6) 滞納のない証明書（「市町村税」、「法人税」、「消費税及び地方消費税」）
（写し可※過去3月以内）
- (7) 社保完納証明書（写し可※過去3月以内）
- (8) 営業許可証の写し
- (9) 調理師及び管理栄養士の免許証の写し
- (10) 1週間分の献立表（栄養素量の表示あるもの）及びサンプル写真
- (11) 損害保険証券の写し
- (12) 財務諸表（直前1年分の貸借対照表及び損益計算書）

5 提出期限・提出場所

提出期限：①参加表明書及び誓約書 令和8年3月11日（水）17時まで

※参加表明書及び誓約書は電子メールで提出可

②提出書類（各様式） 令和8年3月16日（月）17時まで

提出場所：南風原町役場 民生部 保健福祉課 高齢者福祉班

※提出書類を持参し、提出時に資料の説明をお願いします。

※書類提出の際は事前に電話連絡ください。

〒901-1195 南風原町字兼城 686 番地

TEL 098-889-4416 FAX 098-889-7657

E-mail: H8894416@town.haebaru.lg.jp

担当 翁長 恵美子

6 質問

- (1) 質問事項がある場合には、質問内容を明確に記載し、令和8年3月2日（月）から令和8年3月9日（月）17時までに電子メールで送信すること。
- (2) 回答は、令和8年3月12日（木）に電子メールで回答する。なお、回答は、参加表明のあった者すべてに送信する。

7 審査及び選定結果

提出書類を審査の上、委託事業者には決定通知によりお知らせいたします。

8 その他

- (1) 当該公募による事業は、予算成立後に効力を生じるものとし、南風原町議会において当初予算が否決された場合は契約を締結しない。
- (2) 事業所の決定および契約の締結は、令和8年4月1日以降に行う。
- (3) 当該公募に係る費用は全て応募事業者の負担とする。
- (4) 応募申請書に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。
- (5) 選定結果に関する質問及び申し立ては受け付けない。
- (6) 提出期限以降の差替え及び再提出は認めない。
- (7) 公募要領に定めのないものについては、南風原町と受託者が協議の上、決定するものとする。

南風原町「食の自立支援サービス事業」仕様書

- 1 食材費・調理費の合計額は、一食につき300円とすること。
- 2 一食あたりの委託費は、普通食、特別食のそれぞれの料金から利用者負担額300円を差し引いた額とする。
- 3 乙は、利用者負担額を利用者から直接徴収すること。
- 4 配食サービスの配達日は、月曜日～金曜日までとすること。
ただし、年末年始（12月29日～1月3日）は休みとする。
- 5 乙は、配達担当者が利用者宅を訪問し、声かけをしてお弁当を手渡しすることにより利用者の安否確認を行う。
必要がある場合は、下記のいずれかに連絡すること。
 - ・南風原町役場 保健福祉課
 - ・南風原町役場 地域包括支援センター
 - ・東部消防
- 6 台風時についての対応マニュアルを作成していること。
- 7 乙は調理するにあたり、事前に調査した利用者の要望（調理方法等）を積極的に聴き取り、必要があるときは改善を行うものとする。
- 8 容器等は、食事の冷めないよう配慮し、高齢者の利用者しやすいものとする。
- 9 乙は毎月末までに翌月の献立表を作成し、毎月1回利用者へ提示するとともに甲に報告すること。
献立を作成するにあたっては適切で偏らない栄養価を保つものとし、且つ変化に富んだ内容で高齢者の嗜好を充分考慮すること。
- 10 栄養士及び調理師を配置するとともに職員の清潔の保持に努めるものとする。
- 11 保健所による検査の結果について、甲に報告すること。